

# 第6回出水市景観計画策定委員会

## 資料

### <目次>

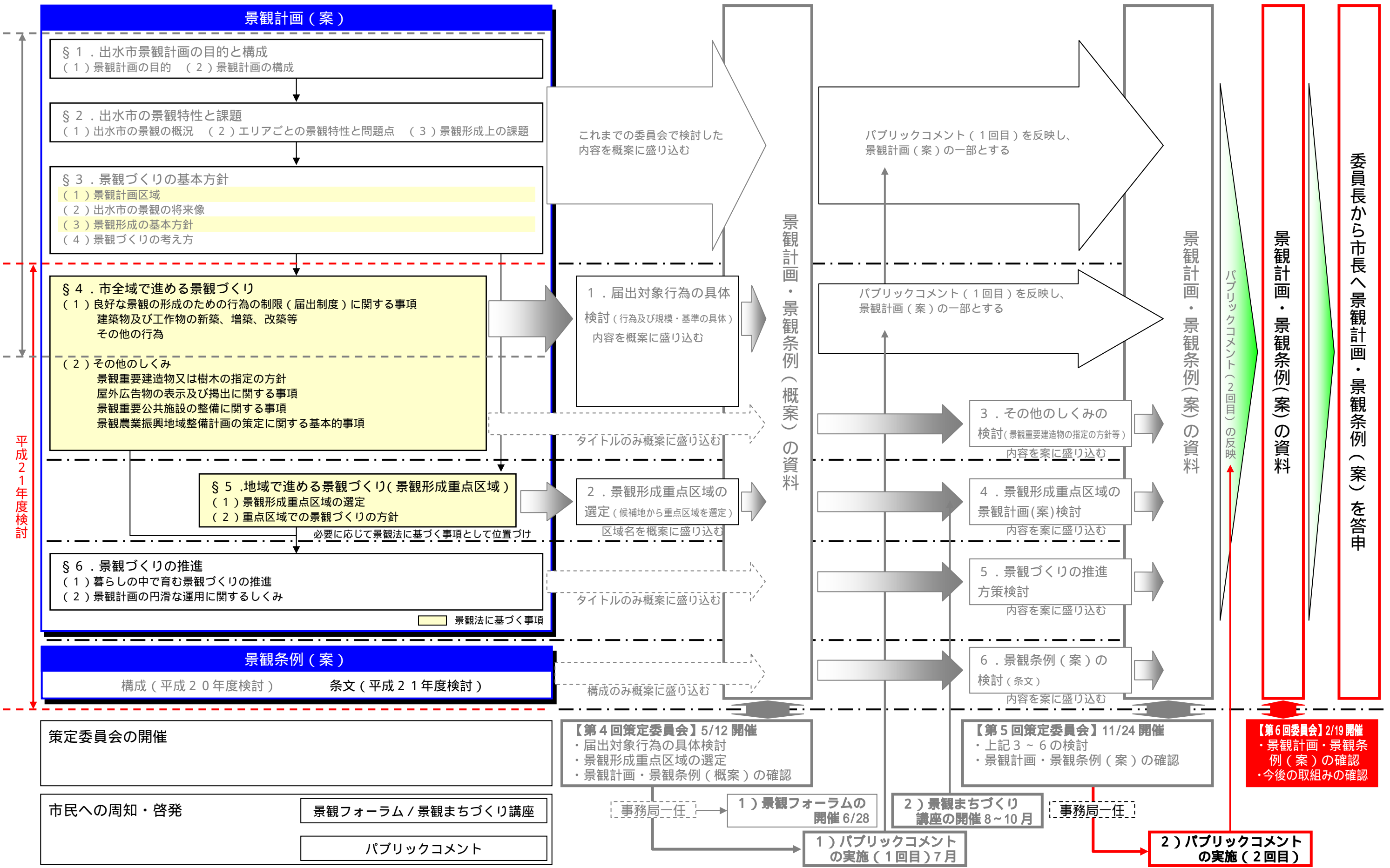
. 景観計画策定の進め方 .....	1
. 第5回委員会での意見と対応 .....	2
. パブリックコメント等での意見と対応 .....	4
. 景観計画に基づいた今後の取組みについて .....	6

平成22年2月19日

出水市

# 景観計画策定の進め方

前回の第5回委員会の後にパブリックコメントや地域審議会等を開催し、景観計画（案）と景観条例（案）に対するご意見を伺いました。今回の第6回委員会では、その意見の内容を確認するとともに、意見を踏まえて事務局で修正した景観計画（案）・景観条例（案）について確認します。また、景観計画に基づいた今後の取組みについて協議します。なお、今回が最後の策定委員会となります。



## 第5回委員会での意見と対応

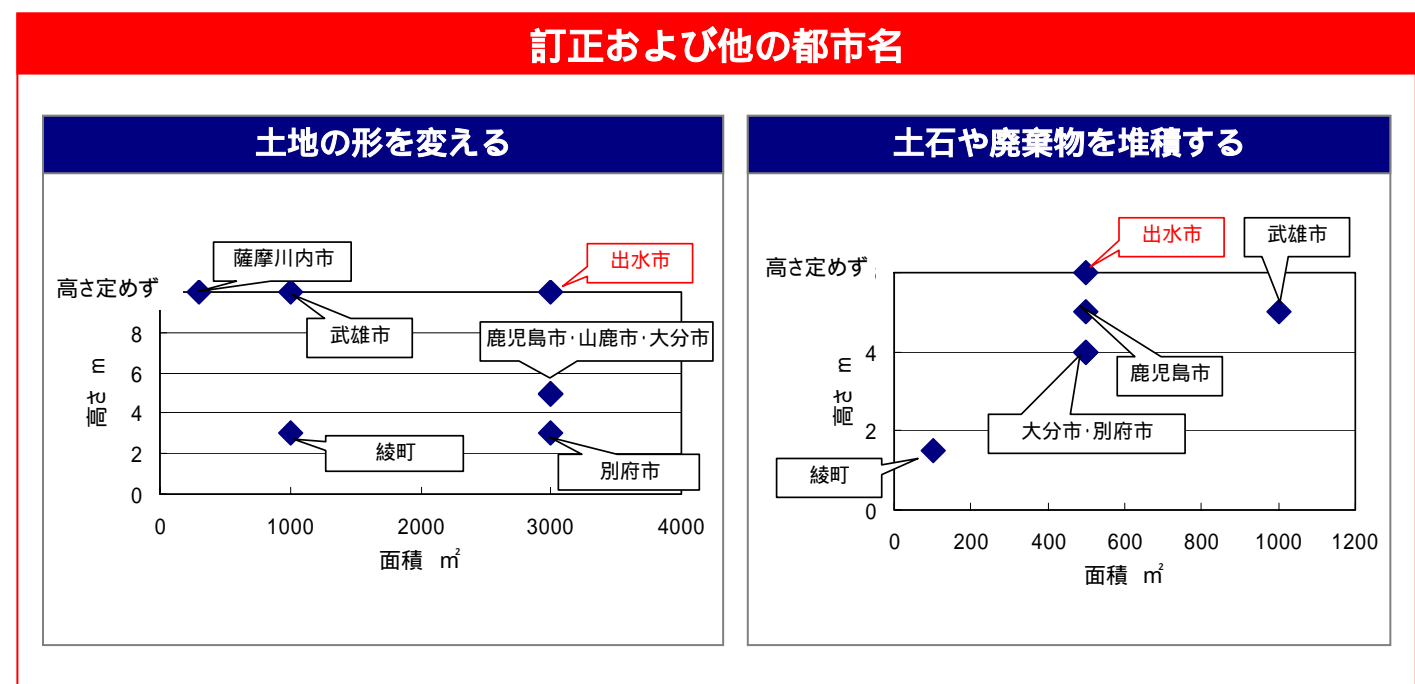
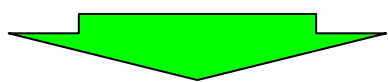
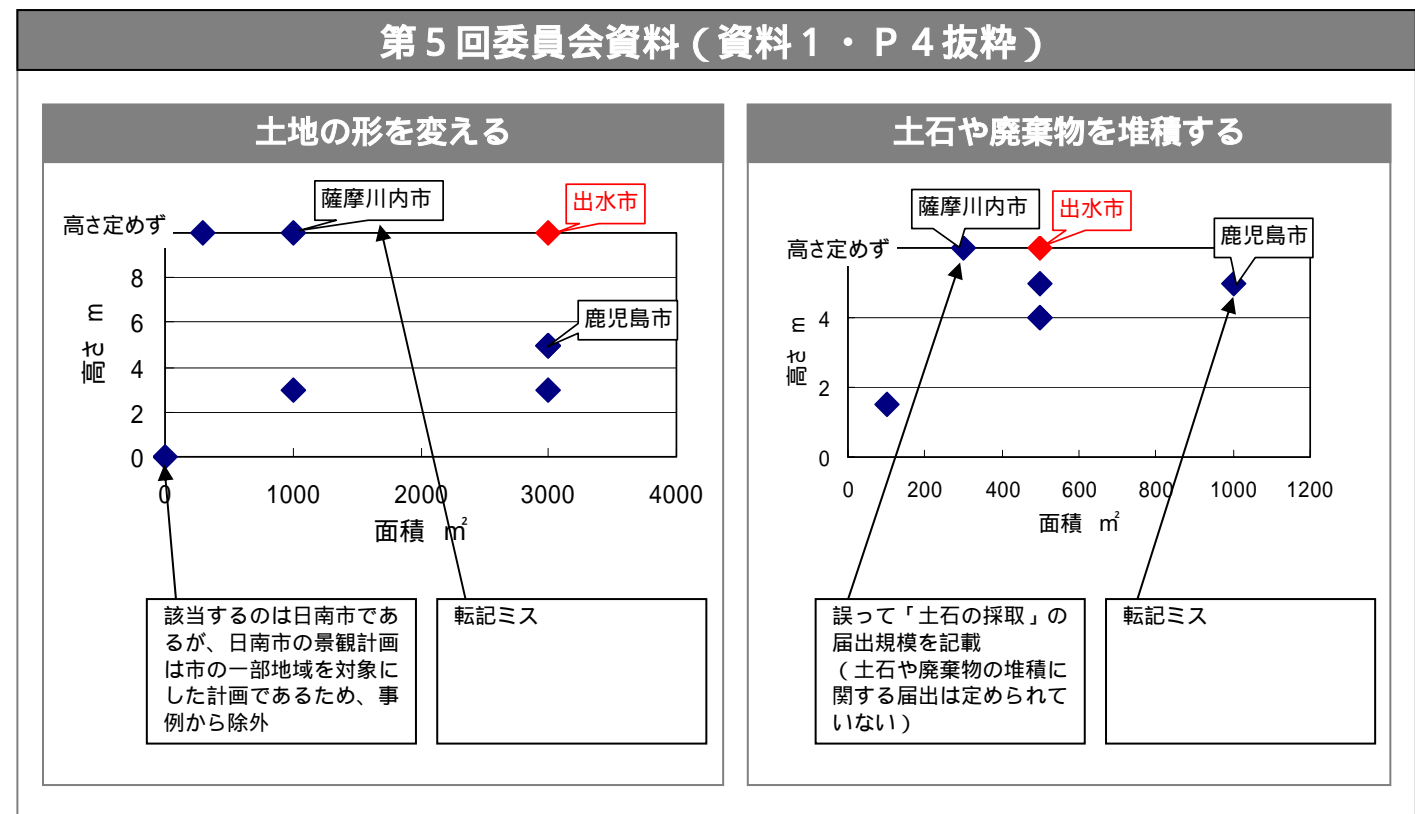
第5回委員会でのご意見を整理するとともに、ご意見への対応について示しています。

第5回委員会			対応
協議事項	委員からのご意見	事務局の回答	
市全域で進める景観づくりについて ・届出対象となる行為の規模・基準について（その他の行為）	・資料1のP4で、土砂や廃棄物のグラフにプロットされた都市はどこか。	・ご指摘を踏まえ、次回委員会に事例等を提示する。	・前回の資料に記載したグラフについて記載間違いがあったので訂正する。（資料1 P3） ・グラフにプロットした都市名を記載した。（資料1 P3）
	・また、土石と廃棄物は届出を分けた事例はないか。		
地域で進める景観づくりについて 出水麓・本町商店街区域について	・土石の堆積に関する届出は、景観計画で初めて設ける制度であり、地域への配慮や周知が重要である。薩摩川内市では、景観計画の見直しを行っているという情報もあり、状況を確認の上検討してほしい。	・市で薩摩川内市の状況を確認の上、物件の堆積届出規模について再度検証する。	・九州内の景観計画（市町村の行政区域全体を対象）で、土石と廃棄物を分けて記載した計画はない。 ・薩摩川内市に届出制度の実施状況を確認したが、問題なかった。
	・前回委員会で、浜本委員より広瀬橋周辺からの水辺景観を含める必要性が指摘されていたが、今回提示された区域では含まれていないのはなぜか。	・今回の重点区域エリアは明確な境界を示すものではないが、広瀬橋も含めた地域一帯を対象と想定しているため、図面を修正する。	・図面を修正した。（資料2 P26）
野田郷区域	・伝建地区内の自動販売機の色が景観を阻害しているとして地域で問題になっている。現在の伝建制度では規制ができないので、景観計画で何らかの規制・誘導できないか。	・自動販売機は今の届出制度では対象外であるため、追加できないか検討する。	・伝建制度で対応できそうであることから、今後、伝建制度の中で具体を検討する。
俊寛の碑や最近の発掘により1200年代頃大規模に作られたことが判明した亀井山城跡周辺についても、区域に追加してほしい。	・区域等についてはご意見を踏まえ検討したい。	・区域を修正した。（資料2 P29）	
その他候補地区	・特攻碑通りについて、特攻関係の史跡の課題に対する方向性の記載がない。	・ご指摘を踏まえ修正したい。	・修正した。（資料2 P32）
景観計画の運用について ・景観審議会について	・推進体制のイメージ図について、以下の点を確認したい。審議会からの審議内容を受けて、市が市民・事業者へ勧告・命令する形では、景観審議会が直接市民に助言することは有り得るのか。	・推進体制についてはご指摘のとおりであり、推進体制のイメージ図を修正する。	・修正した。（資料2 P34）
	・景観審議会には、デザイナーなど景観に関する専門知識・技術を持った外部の学識者を追加するべきではないか。	・景観審議会は本委員会参加者に加え、外部の方を追加する方向で検討したい。	・今回再度検討する。（資料1 P5）
	・県内他都市の景観審議会の開催状況や委員について、情報を頂きたい。	・（県）了解した。	・県より情報提供していただく。（資料1 P5）
景観計画（案）について	・史実や重要性を考慮しP6の特性と課題を以下のように変更してほしい。亀井山城跡の写真を追加し、寺社の写真を削除する。薩洲島津家 島津家に変更する。		・修正した。（資料2 P6）
	・重点地区、区域など呼称が混在しているので、統一するべきである。	・ご指摘事項を反映し、修正したい。	・修正した。
景観計画（条例）について	・第3条2項 協働の対象として国・県が不足しているのではないか。	・ご指摘事項も参考に、市の法制担当が条例文全体の表現をチェックし修正することになっている。	・修正した。（資料3）
	・第29条の主語があいまいである。		

# パブリックコメント等での意見と対応

## 届出対象の規模(他都市の事例について)

第5回委員会で提示した資料に記載間違いがありましたので、お詫びして訂正します。  
併せて、グラフに記した他都市の事例について、その都市名を記載しています。



## (1)パブリックコメントの実施

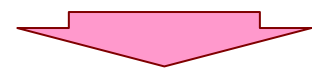
第5回策定委員会でご指摘いただいた点などを含めて修正した出水市景観計画(案)及び出水市景観条例(案)について、パブリックコメントを実施しました。その概要と寄せられた意見について整理しています。

### 実施概要

<b>意見の募集期間</b>	平成21年12月25日～平成22年1月25日
<b>公表資料</b>	出水市景観計画(案) 出水市景観条例(案)
<b>資料の閲覧場所</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁都市計画課</li> <li>本庁市民相談室</li> <li>高尾野支所地域振興室</li> <li>野田支所地域振興室</li> <li>中央図書館</li> <li>中央公民館</li> <li>市ホームページ</li> </ul>
<b>意見等の提出方法</b>	郵送、ファクシミリ、ホームページ

### 意見の内容

意見の分類	意見の内容
出水市の景観づくりの取り組みに関する意見	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 出水市本町商店街に仕事をし、暮らしている者として現在の商店街の様相はさびしい限りです <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通の商店街ではなく、『観光のメインストリート』(出水駅から麓まで)の町のイメージを印象付けるのに、古いアーケードと暗い灯りはまるで、昭和の時代にタイムスリップしたようです</li> <li>・商店街の活性化云々以前に、せっかくの新幹線開通のチャンスを生かさないと手遅れになってしまいます</li> <li>・まず、表玄関とその周辺だけでも手を打って少しでも趣のある素敵な町並みにしてほしいです</li> <li>・水害後の補修工事跡の広瀬の川沿いにも『桜』などの綺麗な樹木を植えていただきたい(イヌマキは反対)</li> </ul> </li> </ol>
その他の意見	<ol style="list-style-type: none"> <li>2) 麓から湯川内温泉まで <ul style="list-style-type: none"> <li>・知る人ぞ知る『カジカの鳴く湯川内温泉』があるのに、しかも小原の青少年の家もあり満天の星空も見える素敵な場所が、麓からすぐ近くにあるのに勿体無いです！(宿泊、休憩、食事などもっと人が呼べる場所になるはず)</li> </ul> </li> <li>3) 最近少しはましになりましたが、出水駅周辺の「悪臭」は、鶴の来る町のイメージダウン、もっと、管理をしっかりとしてほしい</li> </ol> <p>・皆さんそれぞれに同じように思っておられると思いますが、出水市が「歴史のある、鶴の来る素敵な町」として少しでも多くの方にファンになってもらいたい！ そのためのタイミングを逃さないでいただきたいと切に希望します</p>



### 意見への対応

・パブリックコメントでは、景観計画・景観条例の内容の再考を求める意見は出なかったため、計画等の修正は行わない。

・ただし、今後の景観づくりや地域づくりなどに対する貴重なご意見をいただいていることから、今後、具体的協議や検討を行うことがある場合は参考にさせていただきます。



## (2) 地域審議会の開催

地域審議会とは...

合併前の旧市町の区域ごとに設置された審議会で、平成28年3月31日まで設置されます。まちづくり計画の変更や執行状況、基本構想の作成及び変更、その他市長が必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べる事ができる組織です。

出水地域審議会

### 1) 開催概要

・開催日時：平成22年1月26日(火) 10:00～ ・開催場所：本庁大会議室

### 2) 主な意見と対応

意見の内容	意見への対応(事務局)
・事業所が景観に配慮して看板等を変更した場合、それなりのコストがかかると思うが、それに対して市の補助があるのか。	市の補助はないが、企業としても景観づくりに対する姿勢でイメージアップになることもある。
・景観計画、条例ができることは出水にとって非常に大切なこと(むしろ遅い)。 ・「商店街の景観」について審議会で議題にして欲しい。今後大きな課題になると思われるので、市と連携して考えていって欲しい。	
・屋外広告物について、場所によっては派手なものがある。市の考え方は。	県条例に基づき対応する。努力しているのご理解を。
・景観計画、条例について、今後の進め方は。事業者に対しての周知、広報が重要である。	
・景観形成基準について、「道路の間に樹林を残す」とあるが、風で道路に影響がある場合も考えられる。	
・様々な計画等と連携をとって進めていただきたい。	

高尾野地域審議会

### 1) 開催概要

・開催日時：平成22年1月26日(火) 13:30～ ・開催場所：高尾野支所大会議室

### 2) 主な意見と対応

意見の内容	意見への対応(事務局)
・届出対象行為について、市全域3,000㎡とあるが、産業振興の面で高尾野では問題があるのでは。	民間は柔軟な発想をもっており、景観に配慮することが企業のイメージアップにつながることもあることから、産業振興に対する問題はないと考える。
・景観重要樹木と名木、古木との関係は。同様に考えてよいか。	名木・古木が景観重要樹木の候補になるのではないかと考えている。
・既存のものへの指導は行うのか。	既存のものは対象外である。
・出水市で「景観」といっても限られた場所だけになってしまう。規制を厳しくする前に、市民への意識付けが先である。	

野田地域審議会

### 1) 開催概要

・開催日時：平成22年1月22日(金) 10:00～ ・開催場所：野田支所201会議室

### 2) 主な意見と対応

意見の内容	意見への対応(事務局)
・ビニールハウスは届出が必要か。	ビニールハウスは工作物には当たらないので届出の必要なし。
・市役所周辺の大型の建物はどうなるのか。	既存の建物に遡って適用することはない。
・審議会について、10名以内とあるが具体的には。	現在の策定委員に造園業協会出水支部の方を加えたいと考えている。
・開発行為について、1回2,800㎡の行為を行い、数年後に500㎡の行為を行った場合、届出が必要か？	(景観に関しては)届出対象にならないので届出は必要なし。
・市民に意識を持ってもらうために、条例・規則はできるだけわかりやすくしてほしい。また情報公開を適時行って欲しい。	



・地域審議会では、景観計画・景観条例の内容の再考を求める意見は出なかったため、計画等の修正は行わない。  
・景観計画・景観条例の周知等に関しては、パンフレットを作成(後述)するが、その他の具体的方法については、今後設置予定の「景観審議会」にて検討していきたい。

## (3) 都市計画審議会の開催

都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法の規定に基づいて設置される審議会です。景観計画を定める場合、都市計画区域等に係る部分について、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞く必要があります。(景観法第9条第2項)

### 開催概要

・開催日時：平成22年2月12日(金) 13:30～ ・開催場所：本庁大会議室

### 主な意見と対応

(委員会の当日に配布予定の別紙資料をご参照ください)

## ・景観計画に基づいた今後の取組みについて

### (1) 今後の予定

景観計画（原案）の§6で示したように、出水市らしい景観づくりを推進していくため、市では、市民や事業者などと連携しながら、様々な施策に取り組んでいく予定です。

景観づくりの推進の施策体系（景観計画（原案）§6より抜粋）

施策体系	取組みの主体		
	住民	事業者	行政
<b>1．景観計画の円滑な運用に関する仕組みの構築</b>			
（1）取組み体制の構築			
市民・事業者、第三者機関、行政による取組み体制の構築			
<b>景観審議会の設置</b>			
庁内推進体制の構築			
（2）届出制度の円滑な運用			
実効性の高い届出手続き			
<b>ガイドラインの策定</b>			
（3）景観計画に対する意識の向上			
（4）景観計画の見直し			
<b>2．暮らしの中で育む景観づくりの推進</b>			
（1）市民・事業者による景観づくりの取組みに対する支援			
<b>景観に関する情報提供の実施</b>			
<b>景観づくりを担う人材の育成</b>			
景観づくりを支援する組織づくりの支援			
（2）景観形成重点区域における景観づくりの取組みの推進			
<b>景観まちづくり講座の開催</b> と具体的な取組み方策の検討			
<b>地域が主体となった景観づくりの取組みへの重点的な支援</b>			
行政が中心となった景観づくりの取組みの推進			
<b>3．景観法を活用した景観づくりの取組みの推進</b>			

### (2) 平成22年度の取組み（予定）

平成22年度は、左記の朱字の施策について重点的に取組んでいく予定です。

- ・市全体では、景観づくりや景観計画に対する市民の関心を高めるとともに、届出制度に対する理解を深めてもらうために以下の取組みを重点的に実施する予定です。
- ・景観形成重点区域では、地域住民が中心となった景観づくりの支援を行う予定です。

#### 1) 景観計画の円滑な運用に関する仕組みの構築

##### 景観審議会の設置について

市では、景観計画に基づく出水市の良好な景観づくりの取組みを推進していくため、出水市の景観に関して専門的見地から検討を行う第三者機関として、出水市景観審議会を設置します。  
（出水市景観条例第6条に明記）

##### 【審議内容】

景観計画に基づく取組みの進行管理  
景観計画に基づく届出制度の運用状況の管理  
景観形成重点区域の認定と、景観形成重点区域における景観計画の協議・認定  
景観計画の変更・見直し など

##### 【審議会の構成】

景観計画策定委員会をそのまま審議会に移行し、  
・景観の専門家  
・造園業関係者 などを追加予定です。  
具体の人選については、今後、市で検討を進めます。

#### 他都市の例

鹿児島市	薩摩川内市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・7人以内で組織</li> <li>・学識経験者その他必要と認める者のうちから、市長が委嘱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10人以内で組織</li> <li>・景観に関する学識経験のある者及び市民の中から市長が委嘱</li> </ul>



2)暮らしの中で育む景観づくりの推進

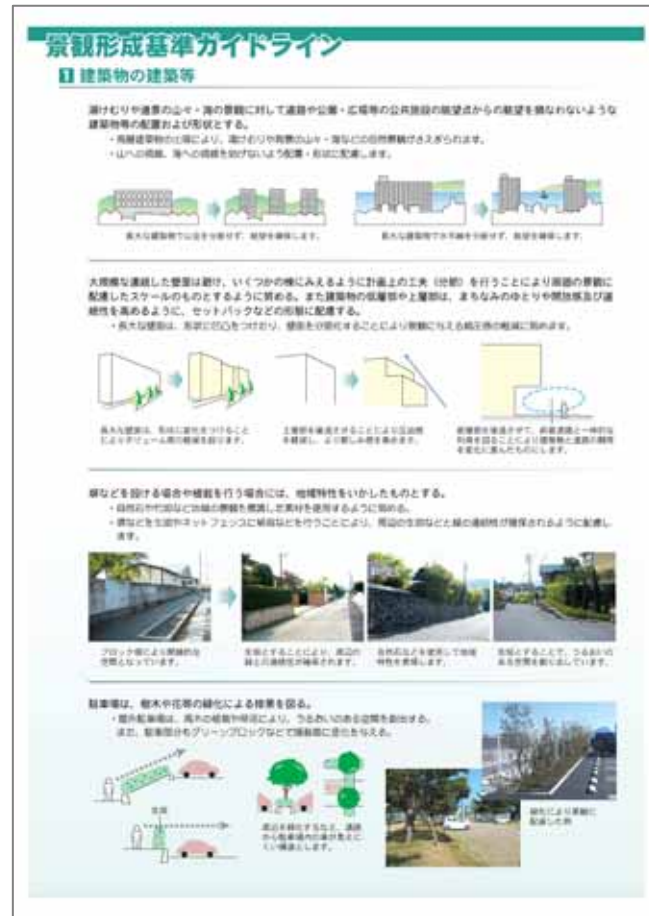
ガイドラインの策定について

景観計画の内容の理解浸透及び円滑な運用を図るため、景観計画や届出制度、景観形成基準などを判り易く解説したガイドライン（運用マニュアル）を作成します。

【ガイドラインの例】

別府市景観形成ガイドライン

景観計画、景観形成基準ガイドライン、色彩ガイドライン、届出を要しない行為・届出の流れについて整理。



鹿児島市景観計画運用マニュアル

景観形成基準の考え方や具体例を整理。



景観に関する情報提供の実施について

広報誌及びホームページを利用して啓発に努めます。景観重要建造物（樹木）の指定について検討するとともに、指定した場合は公表します。（出水市景観条例第14条第3項に明記）  
景観整備機構の指定について検討するとともに、指定した場合は公表します。（景観法92条第2項に明記）



市報を使った情報提供（平成21年4月号）

景観づくりを担う人材の育成について

（景観絵画展の開催）

市内小中学生を対象に、景観に関する絵画を募集し、絵画展を開催します。



景観絵画展のイメージ（平塚市の例）

景観まちづくり講座の開催について（野田郷区域）

野田郷区域では、景観に対する関心の全体的な底上げや、景観づくりを担う人材の発掘・育成を目的とした景観まちづくり講座を開催します。

地域が主体となった景観づくりの

取組みへの支援について（出水麓・本町商店街区域）

出水麓・本町商店街区域では、景観づくりについて継続的に考えることや実際の取組み機運の高まりに応じて、地域が主体となった景観づくりを進めるための支援を行います。



景観まちづくり講座のイメージ（出水麓・商店街区域の例）

景観計画に対する意識の向上について（景観計画概要板の配布）

市では、現在、景観計画の概要版（パンフレット）を作成しています。平成22年度は、このパンフレットを市民や事業者に配布し、景観計画の周知を図り、市民の景観計画に対する理解を深め、意識の向上に努めます。

【概要版（パンフレット）のイメージ】

当日配布します別途資料をご参照ください。